

平成21年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成21年3月23日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長陳情報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長陳情報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 追加日程第4 議案上程
 - 追加日程第5 提案理由の説明
 - 追加日程第6 議案の補足説明
 - 追加日程第7 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（24名）

1 番 伊 藤 保
3 番 平 野 忠 作

2 番 島 田 和 雄
4 番 伊 藤 房 代

5番 林 七 巳
 7番 景 山 岩三郎
 9番 嶋 田 哲 純
 11番 木 内 欽 市
 13番 日 下 昭 治
 15番 林 俊 介
 17番 林 一 雄
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦
 24番 神 子 功

6番 向 後 悦 世
 8番 滑 川 公 英
 10番 柴 田 徹 也
 12番 佐久間 茂 樹
 14番 平 野 浩
 16番 明 智 忠 直
 18番 高 木 武 雄
 20番 向 後 和 夫
 22番 林 正一郎
 26番 林 一 哉

欠席議員（1名）

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 総 務 課 長 高 埜 英 俊
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高 齢 者 横 山 秀 喜
 福 祉 課 長
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 会 計 管 理 者 渡 辺 輝 明
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 及 川 博
 国体推進室長 高 野 晃 雄

副 市 長 鈴 木 正 美
 病院事務部長 伊 藤 敬 典
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 平 野 哲 也
 市 民 課 長 木 内 國 利
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 中 野 博 之
 消 防 長 菅 谷 衛 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
 生涯学習課長 花 香 寛 源
 監 査 委 員 林 久 男
 事 務 局 長

農業委員会
事務局
院長
病院經理課長

小 田 雄 治
鈴 木 清 武

国民宿舎
支配人
院長
国支病再
整備室

野 口 國 男
鐺 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長

宮 本 英 一

事務局次長

石 毛 健 一

開会 午前 10時 1分

○議長（向後和夫） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（向後和夫） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案第28号を除く議案第1号から議案第32号までの31議案についての審査経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 日下昭治 登壇）

○公営企業常任委員長（日下昭治） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第8号、平成21年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成21年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第10号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、議案第16号、平成20年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第17号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第18号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第26号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月11日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催しました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第8号の主な質疑について申し上げます。

水道お客様センター業務委託について、業務委託料の積算根拠と委託に伴い職員を4人減らしたが、その分よりも委託料が高くなっているのはなぜかとの質疑では、積算根拠については、直接支払いや、昨年の10月から始めたコンビニ収納の状況、また、臨時やパートを含めた人件費や運搬費等を積算したものである。委託料については、21年度だけを見ると高くなってしまうが、5年間の継続で年額の委託料は同額となり、委託したほうが400万円弱節減できることになるとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

新年度から業務が臨時職員と委託と派遣に分かれるということであるが、派遣のときと、今回、業務形態を変えることでどのくらいの差が生じるかとの質疑では、臨時職員については55人程度で1億3,000万円を見込み、委託については、調理の配膳業務で7人で9,600万円、また、派遣については、63人で1億8,000万円を見込んでおり、うち20人は新規業務として、医師の事務補助としてかかる経費を6,000万円見込んでいる。21年度は4億600万円で、当初の3億2,000万円からすれば少し上がっているが、このうち6,000万円は新規分となるとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

休憩で1日当たり13人という予定は少ないのではないか。また、グランドオープンしてからの宿泊の状況はどうかとの質疑では、休憩については、バイキングやレストランでのランチ利用を除いて、団体で単価的に1,500円以上の利用を前提にしている。団体での会食が非常に少なくなっていることと、全国的な外食産業の落ち込みなどから、当面は年間5,000人を予定した。また、宿泊状況については、12月は1,000人、1月は1,133人、2月は856人で、3月については1,384人の予約が入っているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年3月23日、公営企業常任委員長、日下昭治。

○議長（向後和夫） 公営企業常任委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇)

○建設経済常任委員長(嶋田哲純) 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、平成21年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、平成20年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第24号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、市道路線の認定、廃止及び変更についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月12日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、農林水産業費の遊休農地解消対策事業補助金について、遊休農地を解消するのは難しいと思うが、どのようにしていくのか。また、減反政策に協力していない方も受けられるのかとの質疑では、遊休農地の解消は国の政策の中でも重要な課題となっているところで、補助金としては、10アール当たり2万5,000円で、200アールを見込んでいる。

当市の遊休農地は530町歩ほどあり、その活用に関するアンケートから、貸したい農家、あるいは借りたい農家という調査結果があるので、それらを活用しながら農地を借りる方に対して支援していくことを考えている。

また、生産調整等の要件については、遊休農地のフル活用ということから、国の指導もあり、減反要件は入れていないとの答弁がありました。

次に、2点目として、あさひ健康パーク維持管理費について、年間の通常的な管理費はどのくらいか。また、休憩施設の工事とあるが、どんなものを設置するのかとの質疑では、管理費については約1,400万円で、うち人件費が約850万円である。そのほかでは、芝の管理等に945万円がかかる。

収入については、入場者数を2万人とし、981万2,500円を見込んでいる。

稼働してから本年2月現在までの状況は、利用者数が1万8,388人で、収入は947万6,650円である。

また、休憩施設については、管理棟に休憩や食事する場所がないという要望等から、練習広場に、幅約5.4メートル、長さ14メートルで、面積約80平方メートルのウッドづくりの建物を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

農業費の経営構造対策事業について、繰越明許費した理由は何かとの質疑では、経営構造対策事業は国庫補助事業で、平成19年から21年度までの継続事業であり、平成20年度分については、萬力Ⅱ期地区のビニールハウス建築工事が進められていたが、入札等の執行が遅れたことにより、期日を変更するもので、繰越額は8,406万6,000円であるが、この額の以内ということで、なるべく3月末までにより多くの工事ができるようにしたいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年3月23日、建設経済常任委員長、嶋田哲純。

○議長（向後和夫） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成21年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第4号、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、議案第14号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第20号、旭市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、議案第21号、旭市海上キャンプ場の設置及び管理に

関する条例の制定について、議案第25号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、指定管理者の指定について、議案第30号、指定管理者の指定について、議案第31号、指定管理者の指定についての15議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、旭市総合計画を基本に平成21年度の予算組みがなされていると思うが、基本計画の特に保育サービスの充実の中の乳幼児情操教育推進事業は、本予算に反映されているのかとの質疑では、市の基本的な方策というものは、この総合計画を基に事業化していくわけであるが、一時保育や病後児の保育、また、延長保育等を主体に進めており、その結果、情操教育に対するソフトの部分については対応できていない。

今後、保育所の現場と十分知恵を出し合って、よい事業が組めるよう努力していきたいとの答弁がありました。

次に、2点目として、衛生費の妊婦健康診査について、健診が14回となったわけであるが、3年後、交付税がなくなっても引き続き行われるのかとの質疑では、この事業は平成22年度一応終了する形になっている。国は、平成23年度以降については、市町村における妊婦健康診査事業の実施状況を踏まえて検討することとなっているが、交付税等は引き続きものと考えているとの答弁がありました。

最後に、3点目として、教育費の飯岡中学校改築事業について、その移転場所にふれあいスポーツ公園の一部と認可が得られるか分からない土地改良での非農用地を活用するということであるが、どんな見解をもって進めようとしているのかとの質疑では、移転については、地元の飯岡中学校建設委員会より飯岡支所の西側に移転を希望する要望書が提出されている。

現在の場所での改築については、校舎と運動場が道路で分断されていることや、必要な用地を確保するなど困難であると判断している。

一方で、三川、飯岡西部の土地改良事業の中で非農用地を利用させてもらうことは一つの方法と考えており、その非農用地が利用できれば、ふれあいスポーツ公園の3万3,000平方メートルある用地のうち1万5,000平方メートルほどを合わせて学校用地に利用したいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号については賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年3月23日、文教福祉常任委員長、柴田徹也。

○議長（向後和夫） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

○総務常任委員長（佐久間茂樹） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第19号、旭市庁舎整備基金条例の制定について、議案第22号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての6議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月17日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

公債費について、通常、元金が増えれば利息も増えると考えますが、前年度と比較して利子が減っているのはどういう状況か。また、今後も少なめに推移するのかとの質疑では、公債費の利子が減った理由については、国のお金よりも民間資金の割り当てが多いということで、元金均等という部分や、繰上償還をしていること、また、当初予算よりも起債の額が減ったことなどの要素が合わさり、昨年よりも利子が減っている状況である。

今後については、繰上償還は平成19年度からの3年間に限定された特別な制度であることと、防災行政無線のような落札率が48%ということで借入れが減るなどの特別な理由があったわけであるが、通常ベースでは、金利が非常に安く推移しているので、当面、安定すれ

ばこのまま推移するのではないかとと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

公有財産購入費について、市が雇用促進住宅を購入するということであるが、これに至った経緯は何か。また、収支の見通しはどうかとの質疑では、雇用促進住宅の払い下げの経緯については、国のほうで平成13年に特殊法人等の合理化計画というものが打ち出され、平成23年度までに全部廃止する方向が決まっており、これを受けて雇用促進住宅の勤労者福祉施設等の譲渡に関する実施要綱が作られ、平成17年あたりから各市町村等に購入の意向が打診された。

平成20年の2月に、全国の雇用促進住宅の半数程度を1年前倒しして平成22年度に廃止したいということから、その意向が伝えられ、また、現在住んでいる方からも居住の確保を求める要望等があり、内部で検討していたところ、国の生活対策臨時交付金が使えることになったことから、今回の3月補正で予算化して、払い下げの意向を伝える状況である。

取得の額については、2棟で4,000万円を計上しているが、実際はこれより低い額で考えている。

収支については、家賃収入として2,000万円程度あり、維持管理費についても、住んでいる方から共益費ということで250万円から300万円程度入ってくる。

また、平成17年に大規模改修を行っており、細々した修繕は出てくると思うが、現状では足りると考えている。

今後、将来の改修等に備えた部分もあるので、1年間の猶予がある中で十分検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第19号の質疑について申し上げます。

庁舎整備基金条例について、新庁舎建設計画の際には市民の代表による策定委員会等を立ち上げて意見を聞くことになっているが、委員会はできたのかとの質疑では、内部で検討している中で行政改革という大きな命題があり、また、経費節減という中で庁舎改築の委員会をつくって議論する時期ではないだろうということから委員会等は作っていないが、新しく建てるにしても、改修するにしても、基金を積み始めておかないと資金が間に合わないことから、財政に影響のない範囲ということで、とりあえず3億円を積み、積み立ての道を開くということと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、6議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決まし

た。

以上のとおり報告いたします。

平成21年3月23日、総務常任委員長、佐久間茂樹。

○議長（向後和夫） 総務常任委員長の報告は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10時28分

再開 午前 10時28分

○副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第28号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退席を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10時29分

再開 午前 10時30分

○副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き常任委員長報告を行います。

文教福祉常任委員会に付託いたしました議案第28号の審査経過と結果について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 3 月 4 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 28 号、指定管理者の指定についての 1 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

審査については、3 月 16 日に他の付託議案とともに審査を行いました、特に質疑はなく、別紙報告書のとおり、議案第 28 号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成 21 年 3 月 23 日、文教福祉常任委員長、柴田徹也。

○副議長（林 一雄） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

ここで林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午前 10 時 32 分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 2 質疑、討論、採決

○議長（向後和夫） 日程第 2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第 28 号を除く議案第 1 号から議案第 32 号までの 31 議案について、各常任委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより議案第 28 号除く議案第 1 号から議案第 32 号までの 31 議案について、一括して討論

に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

向後悦世議員、ご登壇願います。

（6番 向後悦世 登壇）

○6番（向後悦世） 議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の中で、飯岡中学校改築事業の実施設計予算についてだけ反対討論を行います。他の予算は理解しているものであります。

市長は、中学校建設について、ふれあいスポーツ公園を中心に建設すると、公園をつぶすことを施政方針で述べています。合併後3年9か月が経過しておりますが、用地選定に真摯な努力が見当たらない。学校を一日でも早く建設してほしいと私も願っておりますが、市長は本当に建設する気があるのか、非常に疑問に感じます。

最後の学校建設であり、用地選定の時間は十二分にあったはずなのに今まで手をこまねいて、急に公園をつぶす話になった。行政は、計画を立て、計画に基づいて執行されるべきだと思います。どの計画にもない、しかも、決定の経緯や議会の議論もないまま執行される。これは議会軽視であり、市民を欺くものであります。まさに、市長の暴挙であると言わざるを得ない。心ある市民の不満や不信感は募るばかりであると思います。

一例を挙げますと、飯岡地区にはソフト球場が3面ありましたが、一昨年、4万平米のスポーツ公園が閉鎖になり、2面がなくなりました。今度、ふれあい公園がつぶされれば、ソフト球場はゼロになります。市長の言う市民の一体性の確保は口先だけという証明になります。

また一方で、西部地区整備事業の非農用地を当てると言いますが、計画等が具体化すれば事業の同意がとりづらくなり、事業採択のめどすら立たなくなることも十分考えられ、結果として二兎を追う者は一兎も得ずということになってしまいます。これこそ予算の無駄遣いであると思います。

機能万全の中学校を一日も早く建設するためには、一番先に用地費を予算計上し、土地取得が急務であると思います。

したがって、設計費だけのやりますやりますのパフォーマンスでは、現計画年度に竣工することは極めて厳しい状況であると思います。

そこで、調査・設計費だけの学校建設予算に反対し、討論を終わります。

○議長（向後和夫） 続いて、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（7番 景山岩三郎 登壇）

○7番（景山岩三郎） おはようございます。平成21年度旭市一般会計予算案賛成討論を行います。

私は、議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決に対し、賛成の立場から討論を唱えます。

平成21年度は、平成19年度からスタートした総合計画・前期計画の中間期に当たり、合併で位置づけた主要施策の実行に向け、着実なまちづくりへの対応が求められる年度と認識しております。

また、地方分権下では、地方自治体が求められている地域経営の観点からは、機構改革を通じてスピーディーかつ地域に根ざした行政運営を推進するため、一層の行財政改革を進め、地域協働のまちづくりの足場を固める大切な年度であるとも認識しております。

提案されました平成21年度当初予算の主要事業を見ますと、まちづくりの基本方針における、安心して魅力のあるまちづくりとして、現在、4局4周波数ある防災行政無線を統合することで、市内一斉放送に対応する防災行政無線統合整備事業。高齢者等の交通手段を確保し、市民の積極的な社会参加を図るコミュニティバス等の運行事業。市の動脈となり、市内の均衡ある発展を目指す旭中央病院アクセス道整備事業。銚子連絡道との接続も視野に入れ、工業団地など周辺地域の発展を図る谷丁場遊正線の街路整備事業。

快適でうるおいのあるまちづくりとして、生活排水による水質汚濁の防止を図る合併処理浄化槽設置促進事業。きれいな旭をつくる会の活動に助成し、環境美化を推進する環境美化推進事業。地域コミュニティはもとより、地域防災も考慮した公園の整備。

健やかでやすらぎのあるまちづくりとして、子どもを安心して産み育てられるように環境を整備する乳幼児健康診査事業や乳幼児医療費助成事業、こんにちは赤ちゃん事業などの少子化対策。耐震基準を満たしていない保育所も耐震改修する保育所施設改修事業。障害者の社会参加を促進する地域生活支援事業や自立支援給付事業。

心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりとして、安心・安全なまちづくりを目指して、耐震基準を満たしていない小・中学校の改築をする小・中学校改築事業。きめ細かい指導の充実や学習を目指す小・中学校教諭補助員配置事業。老朽化した第二・第三給食センターを統合する学校給食センター統合改築事業。

活力と躍動感に満ちたまちづくりとして、潜在的な文化・観光資源の研究や開発を行う地域資源価値創造事業。経済情勢の悪化に早期対応するため、経済対策として融資枠を広げる中小企業金融対策事業。基幹産業である農水産業を支援する各種の農水産関連事業。

共につくる夢のあるまちづくりとして、安心・安全、豊か、交流を一体としてまちづくりをする医療福祉・食・交流の郷づくり事業。合併特例債を活用して積み立てた地域振興基金を活用し、協働のまちづくりを支援する市民まちづくり支援事業。

将来の展望を見据えた優先度の高い事業、そして、めり張りをつけた、精査された事業が総合計画に沿って盛り込まれております。

次に、歳入面から見れば、市税収入、交付税の動向、適切な資金の調達に留意され、必要な事業を実行するための歳入確保の道筋が整えられたものと受け止めております。

以上のとおり、今回の予算案は、厳しい経済情勢の中で平成21年度の地方財政計画に沿って歳出全般にわたる削減を行った一方で、扶助費などの義務的経費の増加に対応し、また、急速に進展する少子高齢社会への的確な対応、そして、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現。特に、教育は国家100年の大計と言います。これからの日本を背負う、また、旭の将来を担う子どもたちのために、安全で快適な教育環境づくりのために実施する小・中学校の改築は、地域防災上の指定避難場所となることから、場所の選定にも配慮され、一日も早い完成が待たれるものであります。

さらに、財政運営に当たっては、合併による国の財政支援の終期も見据え、行財政運営の効率化・スリム化を一層推進し、総合計画や行政改革アクションプランに掲げた施策を計画的かつ着実に実施しながら、新市の均衡ある発展を図っていく予算編成となっていることは高く評価するものであります。

これからも市の均衡ある発展と健全な財政運営、市民福祉の向上に努められることを要望し、賛成討論いたします。

○議長（向後和夫） 以上で、通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第28号を除く議案第1号から議案第32号までの31議案について採決いたします。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成21年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成21年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成21年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成21年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成20年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、平成20年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 賛成多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市庁舎整備基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10時58分

再開 午前 10時58分

○副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第28号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退席を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10時59分

再開 午前 10時59分

○副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑、討論、採決を行います。

これより議案第28号について、常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（林 一雄） 質疑なしと認めます。

これより議案第28号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○副議長（林 一雄） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決いたします。

議案第28号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

ここで林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11時01分

再開 午前 11時01分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 常任委員長陳情報告

○議長（向後和夫） 日程第3、常任委員長陳情報告。

これより建設経済常任委員会に付託いたしました陳情第1号の1件についての審査経過と結果について、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

○建設経済常任委員長（嶋田哲純） 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において付託されました陳情第1号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月12日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見はなく、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年3月23日、建設経済常任委員長、嶋田哲純。

○議長（向後和夫） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（向後和夫） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号について、常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

陳情第1号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について、建設経済常任委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前 11時05分

再開 午前 11時19分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について、発議第2号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての2発議案であります。

また、本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第33号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについ

での1議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後和夫) 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇)

○議会運営委員長(嶋田茂樹) ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告申し上げます。

追加議案は、発議第1号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について、発議第2号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての2発議案と、本日、市長より提案のありました議案第33号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成21年旭市議会第1回定例会議事日程(その2)、2枚目になりますが、本日、3月23日月曜日のとおり、この後、追加日程第1、発議第1号及び発議第2号の2発議案を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。追加日程第4、議案第33号を上程。追加日程第5、提案理由の説明。追加日程第6、議案の補足説明については総務課長を予定しております。追加日程第7、質疑、討論、採決。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長(向後和夫) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2発議案並びに議案第33号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(向後和夫) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（向後和夫） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号、発議第2号の2発議案を上程いたします。

発議第1号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について

発議第2号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（向後和夫） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、建設経済常任委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

○建設経済常任委員長（嶋田哲純） それでは、発議第1号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書（案）

この間、トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりして国民生活に重大な影響をもたらしています。

米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を及ぼし、昨年6月には緊急の「食糧サミット」が開催され、昨年7月の「洞爺湖G8」でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになりました。

食糧価格の高騰の原因は、複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

こうしたなかで、国民に需要のないミニマムアクセス米が、年間77万トンも輸入されていますが、昨年の4月には価格高騰の影響で初めて不落札になるという事態になっています。

これ以上、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格高騰に加担し、途上国の食糧を直接奪うことにならざるをえません。国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大・強化されていることからしてもミニマムア

クセス米の輸入は許されるものではありません。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の「義務」であるかのようになっていますが、本来、輸入義務はなく「輸入の機会の提供」にすぎません（99年11月の政府答弁）。

国際的に米や穀物の需要がひっ迫し、先般、決裂したWTO交渉は、今後数年間交渉が宙に浮くことや、ラウンドそのものの崩壊すら取り沙汰されています。

以上の趣旨から、従来の枠組みにとらわれることなく、内外の食糧の危機的事態への対応策として、まずはミニマムアクセス米の輸入を停止するよう、強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長あてでございます。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（向後和夫） 発議第2号について、議会運営委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇）

○議会運営委員長（嶋田茂樹） それでは、発議第2号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、本会議の議事の記録方法を、速記法による速記から、録音機による録音に改めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（向後和夫） 以上で、発議第1号、発議第2号の提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（向後和夫） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案について、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号、発議第2号の2発議案について、一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後和夫) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

発議第1号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 議案上程

○議長(向後和夫) 追加日程第4、議案上程。

議案第33号の1議案を上程いたします。

議案第33号 旭市副市長の選任につき同意を求めることについて

◎追加日程第5 提案理由の説明

○議長(向後和夫) 追加日程第5、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

○市長(伊藤忠良) 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第33号は、旭市副市長の選任につき同意を求めることについてでありまして、現副市長鈴木正美氏の退任に伴い、後任の副市長を選任するにあたり、議会の同意を求めるものがあります。

私は、増田雅男氏が適任であると考え、ここに提案するものであります。

詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（向後和夫） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第6 議案の補足説明

○議長（向後和夫） 追加日程第6、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 議案第33号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて、補足説明をいたします。

鈴木副市長の退任により後任を選任するに当たり、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものです。

副市長に選任したい方は、旭市ニの5875番地17にお住まいの増田雅男氏で、昭和21年11月1日生まれの方です。

氏は、昭和43年4月1日に旭市職員として奉職、以来39年にわたり市職員として勤務されております。

この間、市長公室長、合併協議会事務局長、参事兼総務課長を歴任され、市政全般に豊富な知識と経験を有しており、副市長として適任の方でございます。

なお、地方自治法に規定される兼職兼業の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上です。

○議長（向後和夫） 総務課長の補足説明は終わりました。

◎追加日程第7 質疑、討論、採決

○議長（向後和夫） 追加日程第7、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第33号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第33号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第33号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第33号は同意することに決しました。

ここで増田雅男氏よりごあいさつの申し出がございますので、これを許可いたします。

増田雅男氏、ご登壇願います。

（増田雅男 登壇）

○（増田雅男） 増田雅男でございます。向後議長から発言の許可をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま私の副市長選任につきましてご同意をいただき、誠にありがとうございました。ここに厚く御礼を申し上げます。

ご同意いただいたことによりまして副市長という大きな職責、責任の重さを痛感しているところでございます。私は、見たとおりの浅学非才であります。選任いただきました後は、伊藤市長のもと、市の発展、市民の幸せのため、誠心誠意努力する所存であります。議員の皆様方におかれましては、鈴木副市長同様にご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（向後和夫） ありがとうございました。

続いて、鈴木副市長よりごあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

鈴木副市長、ご登壇願います。

（副市長 鈴木正美 登壇）

○副市長（鈴木正美） ただいま議長のほうから発言許可をいただきましたので、御礼のごあいさつを申し上げます。

平成19年4月から、従来の助役から名称が地方自治法の改正によりまして副市長ということで変わったわけですが、2年間、皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございます。

議員の皆様、そして、伊藤市長をはじめ職員の皆様、それから、いろいろな行事で一緒にありました市民の皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございます。心から感謝いたします。

旭市に参りまして本当に温かく迎えていただいたというのが、私の実感でございます。

着任した2年前にちょうど旭市の総合計画がスタートしたわけですが、伊藤市長の掲げる3郷構想が、今、着々と進んでおります。合併の効果を生かして、学校の耐震化などをはじめ、さまざまな施策への取り組みが進む中で、当旭市は、近隣市に比べ、非常に活気のある市になったなというふうに感じております。

私としては、この間、職務に力を尽くしたつもりではございますが、何分微力でありまして、皆様方に期待された半分もこたえられなかったのではないかという思いがございます。

旭市は、言うまでもございませんが、温暖な気候・風土で自然環境に恵まれ、基幹病院の旭中央病院をはじめとする医療、福祉、保健、さらに、県下市町村で断然トップの農業、2位の水産業、そして、商圈29万を有する商業と、産業面でもバランスのとれた地域でございます。また、教育、文化、スポーツ、伝統芸能などの面でも活発な活動が行われている地域でございます。この2年間にこうしたことを実感いたしました。

100年に一度と言われている世界的な経済不況の影響が言われている中でございますが、こうした地域が持っている高いポテンシャルを最大限に生かしまして、旭市が日本一住みよいまちに向けてさらに発展すること切に願うものであります。

終わりに、議員の皆様、伊藤市長並びに職員の皆様方のすべてのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、大変整いませんが、御礼のあいさつといたします。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（向後和夫） ありがとうございました。

◎日程第5 事務報告

○議長（向後和夫） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 篤志寄附を受納しましたので、報告いたします。

1つ、金10万5,000円を片田博正様から12月29日受納いたしました。

1つ、金20万円を木内隆雄様から1月26日受納いたしました。

以上です。

○議長（向後和夫） 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○議長（向後和夫） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成21年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11時 40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 向 後 和 夫

副議長 林 一 雄

議員 向 後 悦 世

議員 景 山 岩三郎